



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年12月20日金曜日 第571号

◇ 目次 ◇

産業廃棄物処理施設の変更の許可申請の概要等.....	(循環型社会推進課) ...	884
登録研修機関の変更.....	(長寿介護課) ...	884
指定自立支援医療機関の辞退.....	(障がい福祉課) ...	885
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	(水産課) ...	885
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	(") ...	885
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	885
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	885
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	885
道路の区域変更(県道西谷吉田線).....	(南予地方局管理課) ...	886
道路の供用開始(").....	(") ...	886
指定納付受託者の指定.....	(美術館) ...	886

告 示

○愛媛県告示第1120号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する法第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の9第1項の申請書及び法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県西条保健所並びに西条市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

令和6年12月20日

愛媛県知事 中村時広

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
有限会社明越産業
愛媛県西条市船屋7番地1
代表取締役 羽瀨 文治
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
西条市船屋字揚梅谷乙8番1、乙8番2及び西条市船屋字一本松水谷乙7番1
- 3 産業廃棄物処理施設の種類の
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30

0号)第7条第14号ハイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)、廃油(タールピッチ類に限る。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、処分するために処理したものと及び廃石綿等

5 申請年月日 令和6年12月5日

6 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 当該産業廃棄物処理施設の変更に関する生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県西条保健所

○愛媛県告示第1121号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第18条の規定により、登録研修機関から次のとおり登録研修機関の住所及び事業所の所在地を変更する旨の届出があった。

令和6年12月20日

愛媛県知事 中村時広

登録研修機関		かくたん 喀痰吸引等研修の業務を行う事業所		変更年月日
名称	住所	名称	所在地	
D X O株式会社	(変更後) 東京都中野区本町二丁目46番1号 中野坂上サンブライトツイン7階	D X O株式会社	(変更後) 東京都中野区本町二丁目46番1号 中野坂上サンブライトツイン7階	令和7年1月14日
	(変更前) 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13-6 E D G E水天宮8階		(変更前) 東京都中野区本町二丁目46番2号 中野坂上セントラルビル8階	

○愛媛県告示第1122号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6令と65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

令和6年12月20日

愛媛県知事 中村時広

名称	辞退に係る医療の種類	辞退年月日
訪問看護ステーション くるみ	訪問看護ステーション(育成医療・更生医療)	令和6年11月1日

○愛媛県告示第1123号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

令和6年12月20日

愛媛県知事 中村時広
(愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内)

伊方加入区

○愛媛県告示第1124号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(令和2年12月愛媛県告示第1374号)による保険に付すべき義務は、令和6年12月19日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

令和6年12月20日

愛媛県知事 中村時広
(愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内)

伊方加入区

○愛媛県告示第1125号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年12月20日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-2)第11129号	令和3年3月15日	㈸八木建設	八木 大	今治市延喜甲290-1	令和6年11月12日	土木事業 とび・土工事業 石工事業、舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-3)第14843号	令和3年10月30日	後藤庭園	後藤 淳一	新居浜市江口町12-17	令和6年11月18日	土木事業	建設業の廃止(一部)
(般-3)第17821号	令和3年11月28日	㈸重一建設	木藤 重政	西条市大町1274-4	令和6年11月29日	土木事業 とび・土工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1126号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、三津土地改良区から次のとおり役員が、就任した旨の届出があった。

令和6年12月20日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	乗松 恵子	松山市古三津1丁目6-5

○愛媛県告示第1127号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年12月20日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-6)第18333号	令和6年8月13日	㈱ロクマルエンジ	河上 大	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛内	令和6年11月11日	塗装工事業	建設業の廃止(一部)
(般-3)第15957号	令和3年6月9日	(有)岩城建設	岩城 孝幸	松山市平井町甲1974-4	令和6年11月13日	土木工事業、舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-1)第14429号	令和2年1月17日	(有)ホームアンドホーム	市井 鉄也	松山市大橋町92-3	令和6年11月20日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	西谷吉田線	宇和島市三間町則67番1地先から 同町則496番地先まで	旧	メートル 5.8~10.0	キロメートル 0.085	
		宇和島市三間町則67番6から 同町則496番地先まで	新	7.1~11.8	0.085	

○愛媛県告示第1129号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西谷吉田線	宇和島市三間町則67番6から 同町則496番地先まで	令和6年12月20日

○愛媛県告示第1130号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和6年12月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社リクルート	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	愛媛県美術館使用料条例(平成10年6月25日条例第26号)に規定する特別の企画による展示に係る観覧料及び愛媛県美術館管理規則(令和2年3月27日規則第17号)に規定する常設展観覧料	令和6年12月20日から令和7年3月31日まで	令和6年12月20日